

滋支総第 78 号

平成30年3月1日



日本赤十字社
各地区長 様
各分区長 様

日本赤十字社滋賀県支部

事務局長 丸尾 勉

(公印省略)

東日本大震災義援金の受付期間の延長について

平素から赤十字事業につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記義援金については、平成30年3月31日までの募集期間としていますが、未だ応急仮設住宅に暮らす被災者が多く、現在も多くの義援金が寄せられている現状を踏まえ、下記のとおり受付期間を延長することとなりましたので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

記

1 受付期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで

2 送金等の事務処理について

貴地区・分区においてお取り扱いいただいた義援金は、従来通り原則月1回翌月10日までに県支部へご送金いただき、必ず受付簿を送付してください。